

## 正 誤 表

安衛法便覧〈令和5年版〉の記載に誤りがありました。  
お詫び申し上げますとともに、次のとおり訂正いたします。

労働調査会

労働安全衛生法施行令第19条第2号 (第1巻775ページ。なお、同第406ページにも「参照関連政令」として掲載)	
【誤】	ホ 新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業
【正】	(安衛令第19条第2号ホの規定は削除)

〔注〕令4.2.24政令第51号の改正により、安衛令第19条第2号にあった「ホ 新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業」の文言は削除されました（令和5年4月1日施行）。